

平成27年度建設コンサルタント等業務における評価基準 の見直しについて

平成27年3月25日
中部地方整備局 港湾空港部

1. 平成27年度建設コンサルタント等業務における評価基準の見直しについて

◆今回の評価基準見直しポイント

【港湾空港関係における建設コンサルタント業務等のプロポーザル方式及び総合評価落札方式等の運用ガイドライン（平成27年3月16日通達）の策定に伴う、当局（港湾空港関係）の評価基準の見直しを行う】

- ◆評価ウェイト : 配置予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」を重視する。
- ◆配点 : 評価ウェイトの見直しに伴い、配点を変更
- ◆配置予定技術者の業務成績点の評価 : 評価区分を細分化し、現行の5段階から7段階評価に見直しする。
- ◆配置予定技術者の資格 : 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の別表に位置付けられた業務に関する技術者資格の評価
(国土交通省登録技術者資格新設)

◆適用時期

◆平成27年4月1日以降に公告（公示）する業務より適用

【問い合わせ窓口】

- 中部地方整備局港湾空港部 : nyuusatsu@pa.cbr.mlit.go.jp（担当：品質確保室）
- ・ 基準の見直し内容への質問と回答は中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報HP (<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/index.html>) に掲載します。
- ・ 個別案件毎の詳細は入札説明書を参照してください。
- ・ 公表内容は予告無く変更する場合がありますので、必要な都度ご確認ください。

1. 平成27年度建設コンサルタント等業務における評価基準の見直しについて

特定・入札段階における評価ウェイトの見直し

○プロポーザル方式の特定段階における評価ウェイト

評価項目		配置予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	技術提案
評価ウェイト	現行	19%	6%	25%	50%
	見直し	10%	15%	25%	50%

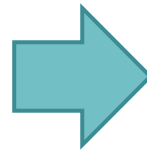
○総合評価落札方式の入札段階における評価ウェイト

評価項目			配置予定技術者		技術提案等		
			資格・実績等	成績・表彰	実施方針	技術提案	
評価ウェイト	標準型	1:3	現行	19%	6%	25%	50%
			見直し	10%	15%	25%	50%
	1:2	現行	25%	9%	33%	33%	
		見直し	15%	18%	30%	37%	
	簡易型	1:1	現行	38%	12%	50%	—
			見直し	25%	25%	50%	—

1. 平成27年度建設コンサルタント等業務における評価基準の見直しについて

プロポーザル方式における特定段階の標準的な配点(例)新旧対照 (赤枠: 削除箇所、赤字: 変更箇所)

現行			
評価項目		プロポーザル方式	
		7-マ×2	7-マ×1
予定管理技術者の経験・能力	資格	予定技術者の資格及び経験	20(15)
	専門技術力	同種・類似業務実績	20(15)
	基本技術力	技術者ヒアリング	20
	情報収集力	地域精通度 (設定する場合は()内の配点とする)	0(10)
	専門技術力	過去の業務成績	10
	専門技術力	優良業務表彰の実績	10
	小計		80
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務の理解度	背景、目的、内容の理解度	20
	実施手順	実施手順の妥当性	20
	工程表	工程計画の妥当性	20
	その他	重要事項の指摘、代替案等の記載	20
特定テーマ①	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40 80
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40 80
特定テーマ②	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40 -
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40 -
業務コストの妥当性		提示した業務規模に対する適切性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。
合計		320 320	



見直し						
評価項目		標準配点例		標準配点例		
		7-マ×2	7-マ×2 (地域精通度有り)	7-マ×1	7-マ×1 (地域精通度有り)	
予定管理技術者の 経験・能力	資格	予定管理技術者の資格及び経験	15	10	15 10	
	専門技術力	同種・類似業務実績	15	10	15 10	
	情報収集力	地域精通度	/	10	/ 10	
	専門技術力	過去の業務成績	40		40	
	専門技術力	優良業務表彰の実績	10		10	
	小計		80		80	
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務の理解度	背景、目的、内容の理解度	20		20	
	実施手順	実施手順の妥当性	20		20	
	工程表	工程計画の妥当性	20		20	
	その他	重要事項の指摘、代替案等の記載	20		20	
特定テーマ①	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40		80	
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40		80	
特定テーマ②	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40		/	
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40		/	
業務コストの妥当性		提示した業務規模に対する適切性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。		提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。	
合計		320		320		

1. 平成27年度建設コンサルタント等業務における評価基準の見直しについて

総合評価落札方式における入札段階の標準的な配点（例）新旧対照（赤枠：削除箇所、赤字：変更箇所）

現行						
評価項目		総合評価落札方式				
		標準型		簡易型		
		7~7×2	7~7×1	建設コンサルタント等 1,000万円超	測量・調査 1,000万円以下	
予定管理技術者の経験・能力	資格	予定技術者の資格及び経験	20(15)	20(15)	30(20)	
	専門技術力	同種・類似業務実績	20(15)	20(15)	30(20)	
	基本技術力	技術者7リング	20	20	-	
	情報収集力	地域精進度 (設定する場合は()内の配点とする)	0(10)	0(10)	0(20)	
	専門技術力	過去の業務成績	10	10	10	
	専門技術力	優良業務表彰の実績	10	10	10	
小計			80	80		
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	背景、目的、内容の理解度	20	20	20	30
	実施手順	実施手順の妥当性	20	20	20	25
	工程表	工程計画の妥当性	20	20	20	25
	その他	有益な配慮事項の記載	20	20	20	-
評価テーマ①	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40	40	-	-
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40	40	-	-
評価テーマ②	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40	-	-	-
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40	-	-	-
合計			320	240	160	160



見直し										
評価項目		標準配点例								
		標準型				簡易型				
		7~7×2	7~7×2 (地域精進度 有り)	7~7×1	7~7×1 (地域精進度 有り)	建設コンサルタント等 1,000万円超	共通 (地域精進度 有り)	測量・調査 1,000万円以下	測量・調査 1,000万円以下 (地域精進度 有り)	
予定管理技術者の経験・能力	資格	予定技術者の資格及び経験	15	10	20	15	20	10	20	10
	専門技術力	同種・類似業務実績	15	10	20	15	20	10	20	10
	情報収集力	地域精進度	/	10	/	10	/	20	/	20
	専門技術力	過去の業務成績	40		30		30		30	
	専門技術力	優良業務表彰の実績	10		10		10		10	
	小計			80		80		80		80
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	背景、目的、内容の理解度	20	18	20		20		30	
	実施手順	実施手順の妥当性	20	18	20		20		25	
	工程表	工程計画の妥当性	20	18	20		20		25	
	その他	有益な配慮事項の記載	20	18	20		20		-	
評価テーマ①	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40	44						
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40	44						
評価テーマ②	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40							
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40							
合計			320	240		160				

1. 平成27年度建設コンサルタント等業務における評価基準の見直しについて

配置予定技術者の業務成績に関する評価区分・配点の見直し

現行		
評価順位	評価区分	配点(10点満点)
①	80点以上	10点
②	75点以上80点未満	8点
③	70点以上75点未満	6点
④	65点以上70点未満	4点
⑤	60点以上65点未満	0点
—	60点未満	資格なし



見直し			
評価順位	評価区分	配点(40点満点)	配点(30点満点)
①	80点以上	40点	30点
②	78点以上80点未満	35点	26点
③	76点以上78点未満	30点	22点
④	74点以上76点未満	25点	18点
⑤	72点以上74点未満	20点	14点
⑥	70点以上72点未満	15点	10点
⑦	60点以上70点未満	10点	6点
—	60点未満	資格なし	資格なし

※業務成績：過去3年間の全地方整備局発注業務(港湾空港関係に限る)の同じ業種区分(測量・調査又は建設コンサルタント等)の請負業務成績評定点の平均点

※業務成績：過去3年間の全地方整備局及び沖縄総合事務局発注業務(ともに港湾空港関係に限る)の同じ業種区分(測量・調査又は建設コンサルタント等)の請負業務成績評定点の平均点

1. 平成27年度建設コンサルタント等業務における評価基準の見直しについて

配置予定技術者の資格に関する評価の見直し（国土交通省登録技術者資格の新設）

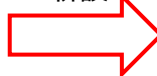
現行				
評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容について、下記の順位で評価する。	
			①技術士（総合技術監理部門（建設一港湾及び空港）または建設部門（港湾及び空港）、土木学会技術者（1級以上）等 上記の内、いずれかの資格を有している者、又は同等の能力と経験を有すると認められた者 ②RCCM（港湾及び空港部門）の資格を有している者。	①00 ②00
			※ 業務内容に応じて、技術士については部門及び選択科目を、RCCMについては登録部門を記載する。	
			※ 必要に応じて項目を追加する。ただし、測量業務における測量士は必須要件であるため評価項目には含まない。	

現行基準の見直し



見直し				
評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容について、下記の順位で評価する。	
			①技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門、博士（工学） ②RCCM（業務に該当する部門）【但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者】、APECエンジニア（業務に該当する分野）、土木学会認定技術者（1級以上）、海洋・港湾構造物設計士（海洋・港湾構造物の設計に適用）、港湾海洋調査士（業務に該当する部門）、水路測量技術（1級）【沿岸又は港湾】（水路測量に適用）、基本情報技術者（電子プログラム開発に適用）、地質調査技士（地質調査分野に適用）【但し、港湾関係の実務経験が大卒は5年以上、高卒者は8年以上ある者】、発注者が上記と同等と認められた者	①00 ②00
			(1) 技術資格登録規程の別表に位置付けがない業務	
			※ 業務内容に応じて、技術士については部門及び選択科目を、RCCMについては登録部門を記載する。また、RCCMの場合は、港湾関係の実務経験が3年以上ある者に限る。	
			※ 必要に応じて項目を追加する。ただし、測量業務における測量士は必須要件であるため評価項目には含まない。	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容について、下記の順位で評価する。	
			①技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門、博士（工学） ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外	①00 ②00 ③00
			(2) 技術資格登録規程の別表に位置付けがある業務	
			※ 業務内容に応じて、技術士については部門及び選択科目を、RCCMについては登録部門を記載する。また、RCCMについては港湾関係の実務経験が3年以上ある者に限る。	
			※ 必要に応じて項目を追加する。	

国土交通省登録技術者資格の新設



注：「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（以下、登録規程という）に基づき、国土交通大臣が公示するとともに、国土交通省の登録簿に掲載された民間資格をいう。（国土交通省ホームページにおいて公表）

1. 平成27年度建設コンサルタント等業務における評価基準の見直しについて

◆プロポーザル方式・総合評価落札方式における特定・入札段階の評価基準 評価基準（1/2）技術者評価（赤字：変更箇所）

評価項目	要件	判断基準	
予定管理技術者	技術者資格 (1) 技術者資格登録規程の別表に位置付けがない業務	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)または業務に該当する部門) ・博士(工学)【博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。】 ・土木学会認定技術者(1級以上) ・RCCM(業務に該当する部門) ・APECエンジニア(業務に該当する分野) ・海洋・港湾構造物設計士(海洋・港湾構造物の設計に適用) ・港湾海洋調査士(業務に該当する部門) <p>※ 業務内容により適宜追加等調整 ※ 陸上測量業務における測量士は、参加要件とし本項目の対象とはしない。</p>	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)または業務に該当する部門または博士(工学))</p> <p>②RCCM(業務に該当する部門)の資格を有する。【但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者】、土木学会認定技術者(1級以上)、APECエンジニア(業務に該当する分野)、海洋・港湾構造物設計士、港湾海洋調査士(業務に該当する部門)または発注者が上記と同等と認めた者</p> <p>なお、資格のない場合は選定しない。</p>
	技術者資格 (2) 技術者資格登録規程の別表に位置付けがある業務	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)または業務に該当する部門) ・博士(工学)【博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。】 ・国土交通省登録技術者資格 ・上記以外 <p>※ 業務内容により適宜追加等調整</p>	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)または業務に該当する部門または博士(工学))</p> <p>②国土交通省登録技術者資格</p> <p>③上記以外</p> <p>なお、資格のない場合は選定しない。</p>
	専門技術力	<p>過去10年間に従事した同種又は類似業務の実績 なお、業務実績は技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場(出向又は派遣)は、問わないが、照査技術者として従事した実績は除く。 ただし、全地方整備局発注業務(港湾空港関係に限る)の請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。</p>	<p>① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。</p> <p>なお、同種又は類似業務の実績が無い場合は選定しない。 ※ 原則として「国、都道府県、政令市及び特殊法人等」からの受注実績に限定しない。</p>
	情報収集力 (必要に応じて設定)	<p>過去10年間に従事した、当該事務所管内、周辺の実績 ただし、中部地方整備局発注業務(港湾空港関係に限る)の請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。</p>	<p>(本官) ① 中部地方整備局の受注実績がある。 ② 中部地方整備局管内での実績がある。</p> <p>(分任官) ① 当該事務所の受注実績がある。 ② 当該地域(中部地方整備局管内等)での実績がある。</p>
	専門技術力	<p>過去3年間の「建設コンサルタント等(または測量・調査)」の技術者の平均業務成績。 ただし、過去3年間の全地方整備局発注業務(港湾空港関係に限る)の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加算しない。また、60点未満の場合は実績として認めない。</p>	<p>全地方整備局発注業務(港湾空港関係に限る)の過去3年間の技術者の平均評価点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 78点以上80点未満 ③ 76点以上78点未満 ④ 74点以上76点未満 ⑤ 72点以上74点未満 ⑥ 70点以上72点未満 ⑦ 60点以上70点未満</p>
	専門技術力	<p>中部地方整備局発注(港湾空港関係に限る)の過去3年間の業務の優良業務技術者表彰および担当した業務の優良業務表彰の有無。 なお、担当した業務は管理技術者、担当技術者の別は問わない。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p>	<p>下記の順位で評価する。 ① 優良業務技術者の局長表彰の実績 ② 優良業務技術者の事務所長表彰の実績 ③ 優良業務の局長表彰の実績 ④ 優良業務の事務所長表彰の実績</p>
	恒常的な雇用関係	<p>本業務の参加表明書の提出日より履行期間中に、本業務の受注者と直接的雇用関係にある事。</p>	<p>恒常的な雇用関係が認められる。 ※「3ヶ月以上」は求めない</p>
業務実施体制	<p>業務実施体制の妥当性</p>	<p>下記項目に該当する場合には選定しない。 ① 再委託の内容が、主たる部分の場合。 ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ③ 業務の分担構成が必要以上に細分化されている場合。 ④ 一つの分担業務を複数の構成員が実施している場合。 ※③、④は、設計共同体のみ適用 なお、設計共同体については、管理技術者は代表者たる構成員から配置するものとし、構成員毎に1名以上の担当技術者を配置すること。ただし、代表者にとっては、管理技術者が担当技術者を兼務することが出来るものとする。</p>	

注:「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(以下、登録規程という)に基づき、国土交通大臣が公示するとともに、国土交通省の登録簿に掲載された民間資格をいう。(国土交通省ホームページにおいて公表)

1. 平成27年度建設コンサルタント等業務における評価基準の見直しについて

評価基準（2/2）技術提案書（テーマ）（赤字：変更箇所）

評価項目	要件		判断基準
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務の理解度		背景、目的、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。業務の背景、目的、内容を理解していない場合は特定（評価）しない。
	実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。業務実施手順に矛盾がある場合は特定（評価）しない。
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。業務量の把握が不適切で工程計画に無理がある場合は特定（評価）しない。
	その他	※ プロポーザル方式の場合 → 重要事項を指摘し、これに対する代替案等の記述・表現がある場合に優位に評価する。 ※ 総合評価落札方式の場合 → 有益な配慮事項の記載がある場合に優位に評価する。	
特定（評価）テーマ①	的確性	業務目的との整合性	提案内容が業務の目的と整合が図れている場合に優位に評価する。提案内容が業務の目的と矛盾している場合は特定（評価）しない。
		着眼点・問題点・解決方法等の論理的整理・業務への有効性	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。着眼点、問題点、解決方法等について、全く記載されていない場合は特定（評価）しない。
	実現性	説得力	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。提案内容に論理的矛盾があり、説得力がない場合は特定（評価）しない。
		提案内容の裏付け	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。提案内容の裏付けが全くなく実行できないことが明らかである場合は特定（評価）しない。
特定（評価）テーマ②	的確性	業務目的との整合性	提案内容が業務の目的と整合が図れている場合に優位に評価する。提案内容が業務の目的と矛盾している場合は特定（評価）しない。
		着眼点・問題点・解決方法等の論理的整理・業務への有効性	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。着眼点、問題点、解決方法等について、全く記載されていない場合は特定（評価）しない。
	実現性	説得力	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。提案内容に論理的矛盾があり、説得力がない場合は特定（評価）しない。
		提案内容の裏付け	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。提案内容の裏付けが全くなく実行できないことが明らかである場合は特定（評価）しない。
業務コストの妥当性	※ プロポーザル方式のみ適用		提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。